

地方創生の取組について (参考資料)

ローカルアベノミクスの実現に向けて

- 若者人材の流出、地域に閉じた資金循環など、地域経済全体のダイナミズムとの相乗効果も得られない。
- 産業・金融が一体となって、以下の取組を進めることにより、地域に、生産性の高い競争力ある事業・産業を回復し、人材、資金はもとより技術、情報などが、地方の隅々まで、自由闊達に行き交う活力ある日本経済を作る。

これを実現する

✿ 構組み

- ▶ 官民協働スキーム
- ▶ 地域間連携の促進

✿ 勉強会

- ▶ 地方創生の事業推進主体の形成
- ▶ 中核的人材確保・育成

✿ 圏域

ローカル・イノベーション

- 世界に通じる地域発のイノベーション

ローカル・ブランドづくり

- 地域資源の価値を高めるブランディング
- 日本版DMO(※)を核とする観光地域・ブランドづくり

ローカル・サービス生産性向上

- 著らしを支えるサービスの生産性向上
- 「サービス産業チャレンジプログラム」の実施

「地域しごと創生会議（仮称）」の設置

- 目的
まち・ひと・しごと創生会議の下、地方創生の第二ステージへと進むため、官民が力を合わせて、地域経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていく観点から、その基本的な取組方針を明らかにするため、「地域しごと創生会議（仮称）」を開催する。

- 時期
11月中に第1回目を開催する予定。

※様々な地域資源を組み合させた観光地の一体化的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となつて行う観光地域づくりの推進主体(Destination Management/Marketing Organization)。

特に産業・金融が一體となつて、「稼ぐ力」の向上に取り組む。

地域しごと創生会議について

- 「目に見える地方創生」の具体化に向け、地域に新しいしごとと投資の流れを生み出すため、総理の指示により「地域しごと創生会議」を設置。各テーマごとに対応策を具体化する。

地域しごと創生会議について

1. 目的

地方創生の第二ステージに向け、官民が力を合わせ、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていくため、その基本的な取組方針を明らかにする。

2. 会議の構成

- まち・ひと・しごと創生会議の決定に基づき、地方創生担当大臣が主催する。
- 毎回設定されるテーマに応じ、関係省庁、経済団体、金融機関の代表、並びに、地域でモデルとなるような取組事例の代表者から構成する。
- 各テーマに係る地域のモデル的な取組事例の発表を基に、これらの一実現・普及に必要な政策的課題について討議を行う。

3. 当面のスケジュール(案)

- | | | |
|-----|-----|--|
| 11月 | 第1回 | 基本的な対応方針について<11/17開催>
(→ 12月のまち・ひと・しごと創生会議に報告・了承) |
| 12月 | 第2回 | 地域の魅力のブランド化(ローカル・ブランディング) |
| 1月 | 第3回 | 地域の技の国際化 (ローカル・インベーション) |
| 3月 | 第4回 | 地域のしごとの高度化 (ローカル・サービス生産性) |
| 4月 | 第5回 | 魅力的なまちづくり、事業環境整備
(→ まち・ひと・しごと創生会議に報告・了承) |

地域しごと創生会議 構成員(案)

【第1回 基本的な対応方針について@東京開催】

地方創生担当大臣	内閣府大臣補佐官	内閣府副大臣	内閣府大臣政務官
漆 紫穂子	品川女子学院学校長	岡田 武史	FC今治オーナー
古賀信行	野村證券取締役会長	隅 修三	東京海上日動火災保険代表取締役会長
寺澤辰麿	横浜銀行代表取締役頭取	冨山和彦	経営共創基盤代表取締役CEO
樋口美雄	慶應義塾大学商学部教授	増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
御手洗瑞子	気仙沼ニッティング代表取締役社長	三村明夫	日本商工会議所会頭
鎌田 宏	日本商工会議所副会頭		

【第2回以降の会合@地方開催】

地方創生担当大臣、副大臣、政務官、大臣補佐官	+ 各テーマに即した関係閣僚
第1回会合参加有識者	+ 各テーマに即した有識者
	+ 各テーマに即した地域の取組事例

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想【有識者会議において検討中】

◎東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けられることができるような地域づくりを目指す

1. 東京圏をはじめ高齢者の住み替えの支援

- ・移住希望者に対しきめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。
- ・東京圏からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者が近隣から「まちなか」に移り住むケースも。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想	
主として要介護状態になつてから選択	居住の契機	主として要介護状態になつてから選択	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生활などに積極的に参加（支え手としての役割）	
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働	

3. 地域社会（多世代）との協働

- ・健康づくりとともに、就労・社会活動・生涯学習への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。
- ・地域社会に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となつた時に、終末期まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

◎8月25日に「中間報告」⇒年末に「最終報告」

◎今年度中に関係省庁による自治体の支援チームの立ち上げ

※米国等では、高齢者が健康時から介護・医療が必要な時期まで継続的なケアを受けながら、生涯学習や社会活動に参加できる地域共同体（Continuing Care Retirement Community）が普及

政府関係機関の地方移転

- 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の自主的な取組を支援し、地方の提案を踏まえ、地方創生に資する研究機関等政府関係機関(独立行政法人を含む。)の移転を図る。

施策のイメージ

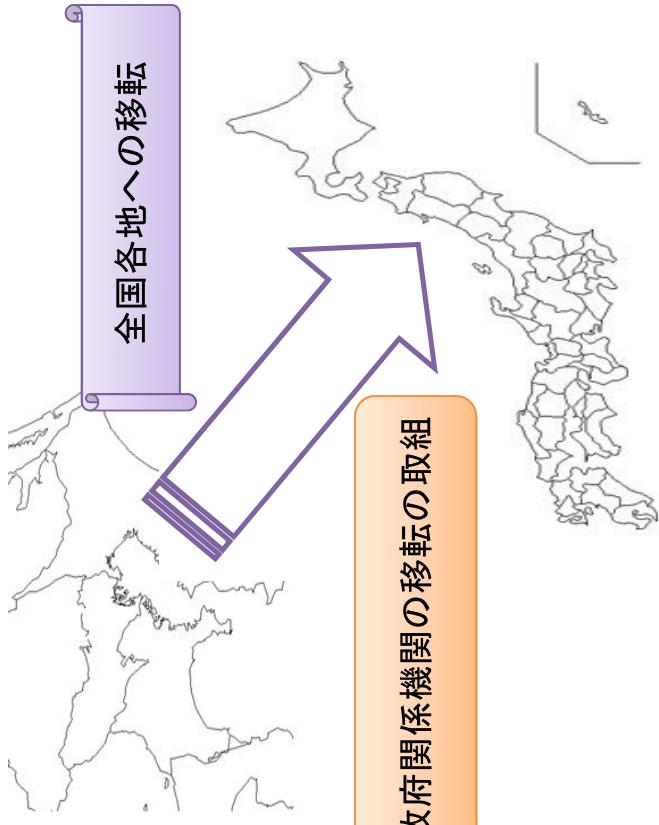
地方からの提案

地方創生に資する
と考えられる試験
研究機関等政府
関係機関(独立行
政法人を含む)に
ついて、誘致する
ための整備案を付
して提案

まち・ひと・しごと創 生本部での検討

必要性や効
果を検証して、
適機関について
移転等を決
定

有識者会議の意見聴取



2015年3月 機関誘致の提案を募集開始。
〔なぜそこなのか。
・同等以上の機能が発揮できるか。
・条件整備の案(肥大化防止)
(※)〕。

2015年8月 地方からの「誘致
条件整備案を付し
た提案」期限。70
機関について提案

2015年12月 地方提案に対する
評価と対応方針案
についての考え方
のとりまとめ

2016年3月 まち・ひと・しごと創
生本部で移転等機
関の決定(可能なも
のは前倒しで実施)。

2016年4月以降 移転等に向けた具
体的な取組の実施。

※42道府県及び1市から提案。東広島市が提案した東京都北区にある(独)酒類総合研究所東京事務所の東広島市にある同研究所本部への移転に
ついて、平成27年6月30日のまち・ひと・しごと創生本部で決定。

「地域アプローチ」の推進

◎出生率や出生率低下要因、「働き方」等に大きな地域差

- ◆合計特殊出生率：東京都1.15⇒沖縄県1.86 豊島区（東京都）0.81⇒伊仙町（鹿児島県）2.81
- ◆第一子の平均出産年齢：東京都32.2歳⇒福島県29.0歳
- ◆週60時間以上働く雇用者の割合（H24）：東京都11.2%⇒鳥取県、沖縄県7.1%

地方の特性に応じた対策（「地域アプローチ」）の展開が重要

◎地域の「見える化」の推進－「地域指標」の公表－

- ・出生率に関する各指標や「働き方」の実態を地域別に分析した「地域指標」を公表

◎地域の実情に応じた「働き方改革」の推進

- ・地方公共団体がリーダーシップを発揮し、地域の関係者等が連携して取り組むことを支援

◎地域の先駆的・優良事例の横展開

- ・地域においては、働き方改革をはじめ独自の取組を推進しているところ（※）がある。こうした先駆的・優良事例の横展開を図る

※福井県は、平成23年度から全国に先駆けて「企業子宝率（従業員の子ども数の指標）」の調査を県内事業所を対象に実施、企業子宝率と子育て支援の取組がともに評価できる企業を選定（県の補助事業選定、融資優遇等）予定。

「地域アプローチ」の展開のため、地域少子化対策検証プロジェクトを立ち上げ、これまで2回開催（9月30日及び10月22日）し、地域指標等を公表したところ。年内を目途に、少子化対策・働き方改革の「地域事例」を取りまとめる予定。

地方創生に向けた多様な支援

支援の拡充

■情報支援

○地域経済分析システム（RESAS）

- ・一つのシステムで分かりやすく見える化
- ・今後も地方公共団体による活用を支援、新たなデータ分野の追加、国民への周知・普及

■人的支援

○地方創生コラボレーション

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間長期化、民間人材の募集拡大を検討
- 「地方創生人材プラン（仮称）」
- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援

○新型交付金

- ・「新型交付金」を創設し、官民協働・地域間連携の促進、政策間連携、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政措置）

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（27年度1.0兆円）

○地方創生関連補助金等改革

- ・適切なKPIやPDCAサイクルの整備、手続きのワントップ化等による縦割りの弊害防止

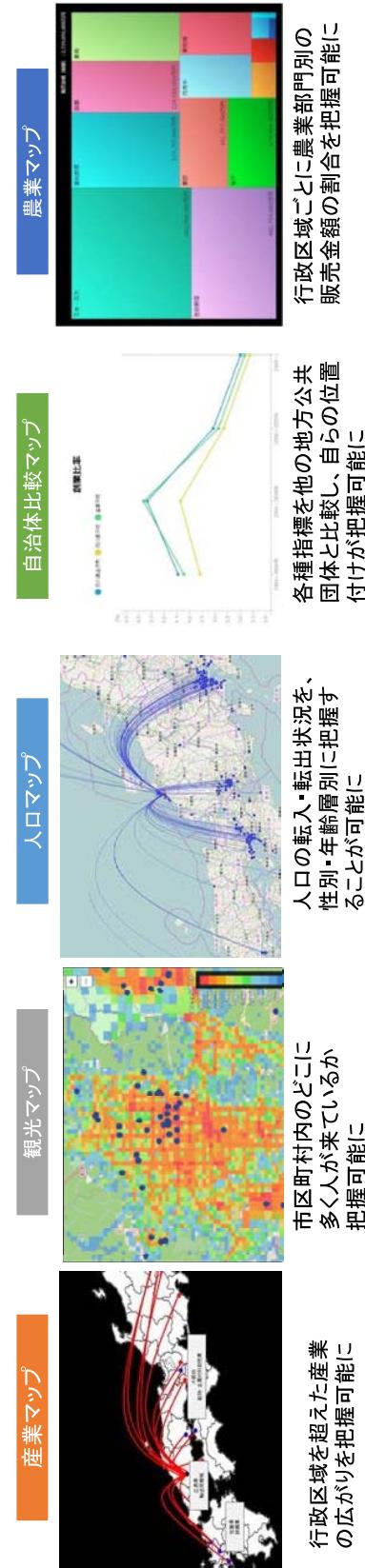
「地域経済分析システム(RESAS:リーサス)」について

目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地方自治体が、**地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた、自発的かつ効率的な政策立案とその実行が不可欠。**
- このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ(企業間取引、人の流れ、人口動態、等)を収集し、かつ、わかりやすく「見える化(可視化)」するシステムを構築することで、地方自治体による様々な取り組みにおける、真に効果的な計画の立案、実行、検証(PDCA)を支援する。**

地域経済分析システムを用いて把握できること(一例)

- ①域外から「稼いでくる」産業 ②行政区域を超えた企業間取引関係 ③地域を支える「地域中核企業」候補
- ④観光客が多く訪れている場所 ⑤観光客の出発地 ⑥現在及び将来の人口構成 ⑦人口の転入・転出手先
- ⑧各種指標の地方公共団体間での比較 ⑨農業部門別の販売金額の割合



RESASに関する新しい動き①

【地域における新しい動き】

一般の方々が自分の故郷や地域をRESASで分析してインターネット上で投稿したり、RESASを使って自分の地域について語り合うNPOや市民の集まりが開催されるなど、各地で新しい動きも出始めている。



7/11(土) 於：国立市 主催：国立RESAS研究会
「RESAS BAR 地方創生まちづくり勉強会@国立」



7/12(日) 於：三鷹市 主催：好詮ビジネスパートナーズ
「データを活かして地方創生アイディアソン！
～地域経済分析システム「RESAS」活用講座～」



10/18(日) 於：世田谷区 主催：Code for Tokyo Civic Hack Day 「RESASを使って地域の課題を見直そう！」(内閣官房も出席)

地方創生 RESAS フォーラム2015

サイトURL
<http://expo.nikkeibp.co.jp/bdc/resas/2015/>

地方創生 RESAS 地域セミナー

サイトURL
<http://nkbp.jp/resas10>

RESASが目指すものやその可能性、先進的な活用事例、
とは如何なるものか、RESASは政治や行政、国民意識を
どう変える可能性を秘めているのか等について、国、民間企業、学識経験者などで議論。
また、地方自治体によるRESASの先進的な活用事例に
ついても、学識経験者や専門家の講評・アドバイスとともに紹介。第Ⅱ期開発第1次リリースの内容についても
詳しく紹介。

【日時】9月15日(火)13:00～16:20

【会場】日経ホール(東京都千代田区)

【開催結果】

計432名が参加
一般325名(応募総数1,441名 当選者数537名)
その他協賛企業24名、ゲスト49名、プレス34名



石破大臣ご講演の様子
10月 8日(木)
10月 9日(金)
10月 13日(火)

【開催結果】

計3,520名が参加
〔一般の部 1,731名
自治体の部 1,789名〕



10/8(木)関東会場の様子

RESASに関する最新の動き(2)

地方創生★政策アイデアコンテスト2015

サイトURL <http://nkbp.jp/resas2015>

RESASを活用して自らの地域を分析してもらい、地域を元気にするような政策アイデアを国民から募集する「地方創生☆政策アイデアコンテスト2015」を開催。

◆高校生以下の部 ◆大学生以上一般の部 をそれぞれ募集

募集期間:平成27年9月15日(火)～11月15日(日)

最終審査(平成27年12月13日(日))会場:東京大学 伊藤謝恩ホール
表彰内容:地方創生担当大臣賞 各1点 優秀賞 各1点 特別賞(協賛企業社長賞) 数点



【政策立案ワークショップ】(地方自治体)

地方自治体に産業・観光・人口の有識者を派遣し、RESASを活用した政策立案等に関して議論を行うとともに、分析へのアドバイスを行う。当日の様子は後日動画配信し、全国の自治体職員に閲覧してもらうことで、RESASの利活用に関する知識やノウハウの共有を図る。

【開催スケジュール】

8月11日(火)	第1回	福岡県うきは市
10月23日(金)	第2回	山形県酒田市
11月 9日(月)	第3回	秋田県湯沢市(動画撮影なし)
11月20日(金)	第4回	愛媛県新居浜市、西条市
11月27日(金)	第5回	北海道帯広市
12月 3日(木)	第6回	香川県琴平町(動画撮影なし)

以後、順次各地で実施。

【出前講座】(高校・大学等)

地域の未来を担う学生に、RESASを使ってもらい、地域の現状、そして未来がどうなるか知つてもらうため、高校や大学で操作説明やグループワークを行う。

【開催実績】

10月	6日(火)	品川女子学院	11月	4日(水)	千葉大学(第1回)
	14日(水)	茨城大学(第1回)		5日(木)	八重山・商工・農林高校
	16日(金)	昭和女子大学		10日(火)	沖縄工業高等専門学校
	23日(金)	東海大学付属仰星高校		11日(水)	千葉大学(第2回)
	27日(火)	大阪大学・京都大学		12日(木)	東北公益文科大学
	28日(水)	皇學館大学			福井県立大学
	30日(金)	茨城大学(第2回)			

以後、順次各地で実施。

【第Ⅱ期開発2次リース】

12月中旬の2次リースに向けて、地域経済循環、林業、外国人消費動向等に関するマップを開発中。

地方創生人材支援制度

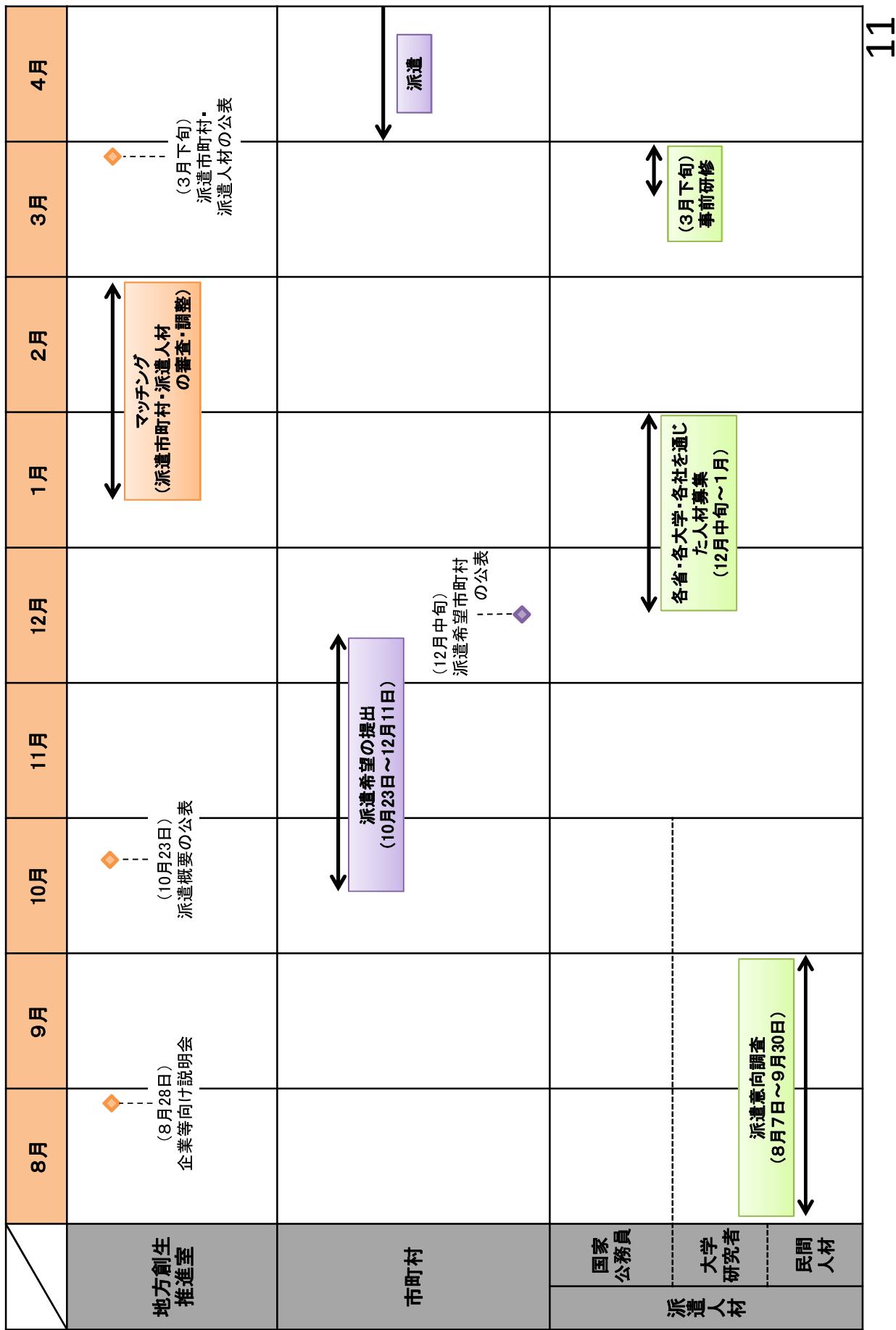
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府 地方創生推進室

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

対象	派遣先市町村	派遣人材	
		国家公務員	大学研究者、民間人材
以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持つていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること	①副市町村長、幹部職員（常勤一般職）【30名程度】 ②顧問、参与等（非常勤特別職）【105名程度】	①副市町村長、幹部職員（常勤一般職）【35名程度】 ②顧問、参与等（非常勤特別職）【105名程度】
派遣規模※	170市町村規模	①副市町村長、幹部職員（常勤一般職）【原則2年間】 ②顧問、参与等（非常勤特別職）【原則1～2年間】	市町村長の補佐役として、地方創生に關し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。
派遣期間		派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施	派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催
バックアップ体制		※大学及び民間企業等に対して実施した「人材の派遣意向等調査」の回答結果等を踏まえ、現時点で、派遣可能と考えられる数。最終的な派遣規模は、派遣先市町村と派遣人材のマッチング等を経て、決まることがある。	

※大学及び民間企業等に対して実施した「人材の派遣意向等調査」の回答結果等を踏まえ、現時点で、派遣可能と考えられる数。最終的な派遣規模は、派遣先市町村と派遣人材のマッチング等を経て、決まることがある。

平成28年度の現時点でのスケジュール(イメージ)



地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)上乗せ交付の交付概要について

(平成27年11月10日交付決定)

【先駆的事業分(タイプⅠ)】

都道府県及び市区町村が実施する、他の地方公共団体の参考となる先駆的事業に対し、地方版総合戦略に関する優良施策を支援。事業の先駆性については、以下の観点から評価。

- ①政策間連携、②地域間連携、③官民協働、④事業推進主体の形成など

【地方版総合戦略先行策定分(タイプⅡ)】

地方版総合戦略を早期(平成27年10月30日まで)に策定した都道府県及び市区町村に対し、地方版総合戦略に関する先行的な施策の実施を支援。総合戦略は、適切な重要業績評価指標(KPI)や検証機関の設定、住民や産官学金労言等との連携体制を備えていることが必要。

～タイプⅠ～

【タイプⅠにおける特徴的な取組事例】

区分	交付対象事業数(件)	交付額(億円)			1. 政策間連携によるワンストップ化	
		うち、 都道府 県分	うち、 市区町 村分	うち、 都道府 県分		
人材育成・移住分野	156	36	120	47	22	○島根県浜田市(はまだし)『シングルペアレント受入事業』 (交付予定額: 8,629千円) -就業支援、養育費や住宅費への助成など、介護サービスに従事するひとり親に対する移住支援策をワンストップ化して包括的に提供
地域産業分野	104	30	74	40	24	2. 広域の地域間連携
農林水産分野	153	35	118	56	30	○福岡県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県『九州・山口発ベンチャースポットオーナー支援プログラムの構築』 (交付予定額: 10,165千円)
観光分野	188	39	149	69	25	-九州全県と山口県、沖縄県で広域的に連携して行うビジネスプランの発表からアフターフォローまでのベンチャー支援の事業
まちづくり分野	108	13	95	25	6	○北海道洞爺湖町(とうやこちょう)、「洞爺湖有珠山ジオパーク資源を活用したDMO観光地域づくりの連携事業」(交付予定額: 94,384千円)
合計	709	153	556	236	107	○札幌市(さっぽろし)「洞爺湖有珠山ジオパークを核とした日本版DMOづくりを目指した3町村連携事業
～タイプⅡ～						
区分	交付対象団体数 (団体)	交付額(億円)			3. 官民協働	
都道府県	34				○山口県『創業するなら山口県推進事業』 (交付予定額: 109,121千円)	
市区町村	690				-山口県、地元金融機関、地元企業が共同出資し、女性創業者の応援のためのコンサルティング会社を立ち上げる事業	
合計	724				○石川県輪島市(わじまし)『新交通システムでつなぐ漆の里×生涯活躍のまちづくりプロジェクト』(交付予定額: 49,580千円) -官民協働によって、伝統産業である漆器でまちを彩りながら、既存のコンパクトに集約された市街地を活用した生涯活躍のまちづくり事業	

地方創生関連概算要求（平成28年度当初予算）等について

① 地方創生の深化のための新型交付金 1,080億円

- 従来の「縦割り事業」を超えた取組を支援
 - ① 先駆性のある取組
 - ・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例：ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング、日本版CCRC）、小さな拠点等
 - ②既存事業の陥路を発見し、打開する取組（政策間連携）
 - ・既存制度に合わせて事業を行うのではなく、地方公共団体自身が既存事業の陥路を発見し、打開するために行う取組
 - ③先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
 - 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により、1,080億円（事業費ベースで2,160億円）を要求・要望

② まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画） 1兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持

③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（平成28年度当初予算概算要求） 7,763億円

※①の新型交付金を除く。ただし、特別会計による予算措置も含む。

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標別の内訳は以下の通り
 - i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする :2,191億円
 - ii) 地方への新しいひとの流れをつくる :772億円
 - iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる :1,064億円
 - iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する :3,736億円

④ 税制改正要望

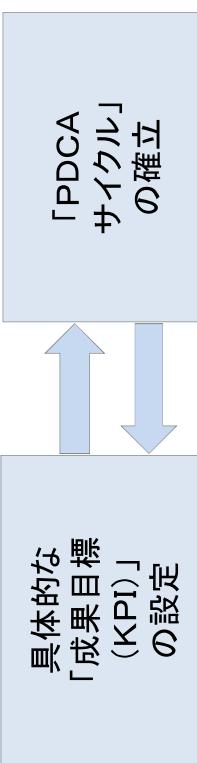
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設や企業の地方拠点強化税制の拡充を含め、内閣官房及び関係府省庁から税制改正を要望

地方創生の深化のための新型交付金

28年度概算要求額 各府省合計1,080億円【うち優先課題推進枠307億円】（新規）
(事業費ベース 2,160億円)

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点等

- ②既存事業の陥路を発見し、打開する取組（政策間連携）
 - ・地方公共団体自身が既存事業の陥路を発見し、打開するためを行う取組

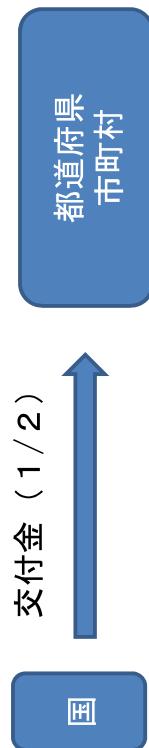
- ③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

資金の流れ



地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆ローカルノベーション

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等を通じて地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆サービス生産性の向上等

- ・地域におけるサービス産業の生産性の向上のため、地域金融機関、商工会議所等との連携強化を図る。また、事業者と支援人材とのマッチング等を行う。
- ・対内直接投資の拡大に資するよう、地域におけるビジネス環境の改善、新陳代謝や標準化の促進を図る。

◆ローカルブランディング/DMOを核とした観光振興

- ・地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向けて、必要な人材・資金等を域外から呼び込むとともに、地域商社的な機能を有した新たな推進体制の形成等を通じ、販路の開拓に向けた環境整備を行う。
- ・地域観光戦略の実現に向けて、多様な関係者の協働及び地域間連携を引き出し、日本版DMOを確立する。

◆地方創生人材の育成・確保

- ・今後、地域において、地方創生を担う様々なタイプの専門人材が求められることから、産学官等と連携した、地方創生に向けた取組の核となる人材の育成・確保を進めること。

◆生涯活躍のまち(日本版CCRC)/移住促進

- ・生涯活躍のまち(日本版CCRC)の創設により、高齢者の移住・住み替え支援、就労、生涯学習、社会参加の確保や地域コミュニティの形成に資する取組と併せて、地域への移住を促進する施策を総合的に行う。

◆「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化

- ・「小さな拠点」等を核に、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、自立的な集落の実現を目指す。

◆地方創生の働き方改革

- ・出生率向上の取組の一環として、20～30代の子育て世代の雇用者等をターゲットとした長時間労働の見直しなど働き方改革に官民が協働して取り組む。

◆コンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・一定の地域に人と企業を集積する「密度の経済」を実現するため、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組の連携の促進と、その戦略的な運営に取り組む。

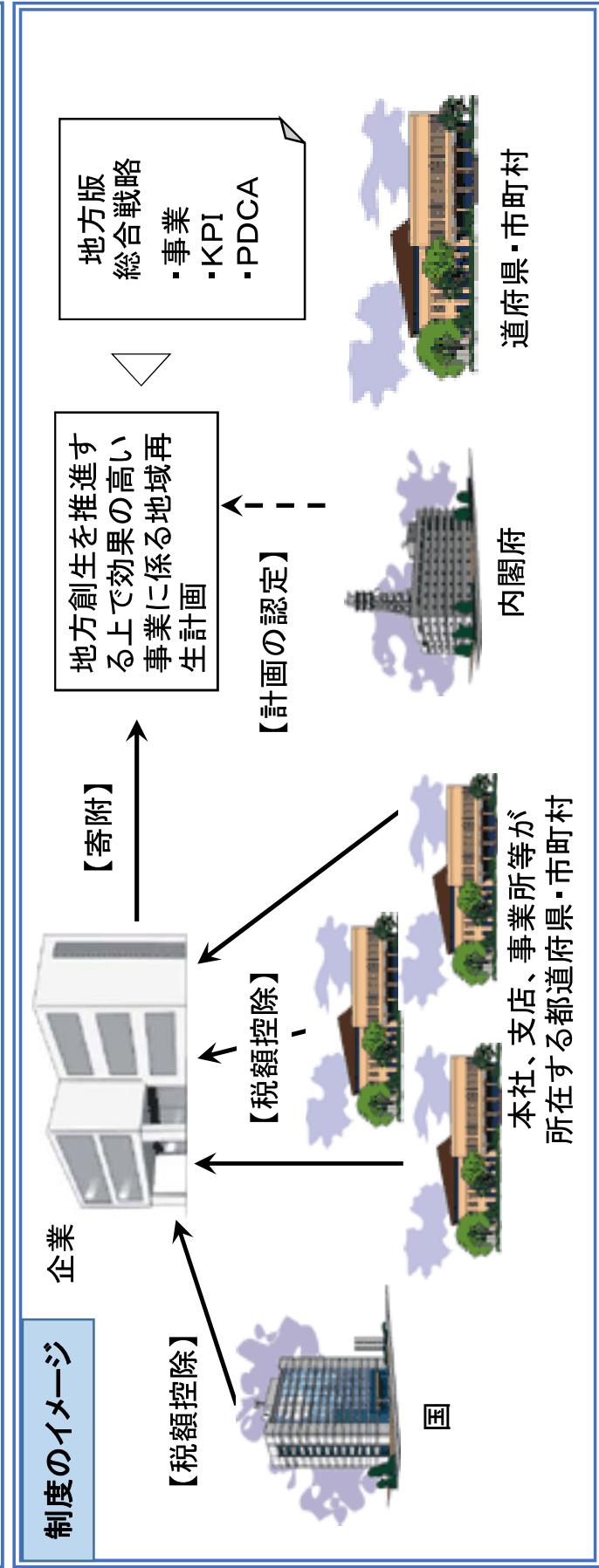
※ 上記の事業例は現時点のものであり、今後、関係各府省庁の参画を得ながら、先駆的な事業例の具体化を進める。

地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する。

（効果）

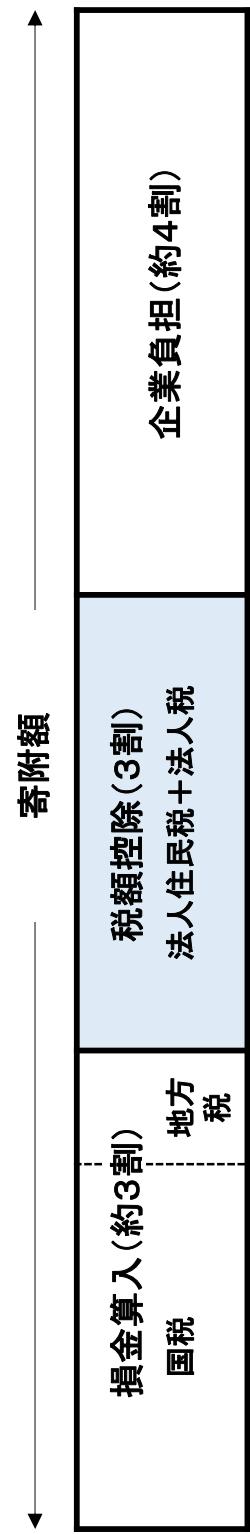
- ・企業の創業地への貢献や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・地方公共団体が自らの地方創生の取組を企業にアピールすることで自治体間競争を促進
- ・本社機能の移転促進税制の補完



【税制改正要望の概要】

- (1) 対象となる地方公共団体
地方版総合戦略を策定する地方公共団体を対象とする。
ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外する。
- ・地方交付税の不交付団体であること
 - ・市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること
- (2) 優遇措置を受けるための手続き
- ① (1)の地方公共団体は、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業（重要業績評価指標（KPI）の設定、PDDCAの整備等）について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける。
 - ② 認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、当該寄附について税の優遇措置を受けることができる。
ただし、企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外する。
- (3) 優遇措置の内容
- ・現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の措置を創設する。
 - ・寄附額に対する控除額の割合は、法人住民税と法人税の合計で寄附額の3割とする。
 - ・当該企業の納税額に対する控除額の上限は、法人住民税、法人税それぞれ2割とする。
 - ・1企業における1事業当たりの寄附額の下限額は、10万円とする。

〔税制措置のイメージ〕



【地方創生応援税制の活用イメージ】

【創業地の企業に寄附を募るパートナー】

【事業と関連する企業に寄附を募るパートナー】

【課題】

A市においては、地元大学生が市外に流出し、若者人口が減少し、地元産業が衰退。

【地域再生計画の策定】

A市は、地元大学生のA市内での就業を支援する「地元若者人材就業支援プロジェクト」を立案

(事業内容)

○A市内の創業支援

- ・外部の専門人材活用

・サテライトオフィスの整備

○地元大学生のインターン支援

○地元大学生と地元企業のマッチング

(事業費) 1,000万円

(KPI) 地元大学生のA市内での就業数
現在 500人 → 1,000人に増加

【税制措置の活用】

現在は本社は東京に所在するが、創業地がA市である企業に、プロジェクトの趣旨に賛同してもらい、寄附を募る。

【課題】

B町においては、輸入木材の台頭により、基幹産業である林業が衰退し、地域経済が低迷。

【地域再生計画の策定】

B町は、森林を観光資源化する取組と、新たな木材需要を確保する取組を総合的に推進する「森林資源活用プロジェクト」を立案

(事業内容)

○体験型森林ツーリズム事業

- ・「森林のまち」としてのブランド化

・森林ツアーや人材の育成

○木材製品の附加価値向上と新規の販路開拓

- ・木質バイオマスチップ等の製品開発

・新たな製品を近郊都市に売り込み

(事業費) 2,000万円

(KPI) 森林ツーリズム参加観光客数
木材製品出荷額
現在 0人 → 2,000人
現在 5,000万円 → 1億円

【税制措置の活用】

製材業や製紙業、ハウジングメーカー等を中心に、多くの企業に幅広く寄附を募る。

